

入 札 者 心 得

吉 野 町

入札者心得

- 1 入札室においては、静粛にしなければならない。
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。
また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4 すでに投函した入札書の引き替え、変更または取り消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができ。また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 次の各号に該当する入札は、無効または失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした 2 以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
- 8 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額である。